

医療扶助における転院連絡票にかかる質問と回答

質問	回答
転院連絡を電話ではいけないのか。	原則として転院連絡は書面でお願いします。 しかし、急を要する場合等は電話での連絡でも構いません。 その場合、事後であっても転院事由発生連絡票は各福祉事務所に提出してください。
転院先が決まっていなくても、転院事由発生連絡票の提出する必要があるのか。	転院が必要となった場合に転院先が決定していなくても構いません。 提出をお願いします。
転院事由発生連絡票は主治医が記載しないといけないのか。	特に医師が記載する必要はありません。従来、電話等で行っていた転院連絡に替えて連絡票を送付していただくこととなります。
転院事由発生連絡票には病院長印等を押印する必要があるか。	必要ありません。
福祉事務所への報告手段はFAXでよいか。	郵送等では時間の遅れが生じるため、FAXで差し支えありません。 くれぐれも誤送信のないよう、ご注意ください。
転院事由連絡票は必ず神戸市の様式を使用する必要があるのか。	他の様式でも構いません。その場合は、神戸市の様式と同じ内容を記載してください。
入院中の被保護者が自宅退院や施設入所等する場合も転院事由発生連絡票を送付する必要があるのか。	転院以外であれば送付の必要はありません。その際は、従来どおり電話等での退院連絡をお願いします。
転院事由発生連絡票を記載した際は、文書料等を請求することは可能か。	指定医療機関医療担当規程第7条に基づき、文書料の請求はできません。